

竹原浄化センター汚泥収集運搬及び処分業務委託仕様書

- 1 業務名 竹原浄化センター汚泥収集運搬及び処分業務委託
- 2 業務場所 竹原浄化センター（竹原市下野町1198番地12）
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託期間における収集運搬及び処分の予定数量 342.5トン
ただし、実際の収集運搬・処分の収量は、予定数量から増減する可能性がある。
- 5 業務目的
本業務は、竹原浄化センターから発生する汚泥脱水ケーキを搬出及び肥料化処理を行い、竹原浄化センターの円滑な運転を図ることを目的とするものである。
- 6 業務の内容
 - (1) 下水汚泥の収集運搬業務
 - ア 汚泥脱水ケーキは、貯留ホップの開閉操作により、受託者（以下「乙」という。）の天蓋水密ダンプに積込み、乙の肥料化施設まで直接運搬するものとする。
 - イ 汚泥脱水ケーキの搬出量は、貯留ホップ用計量器で計量した数量とする。ただし、計量器の故障等により計量できない場合は、竹原市（以下「甲」という。）と別途協議するものとする。
 - (2) 下水汚泥の資源化による処分業務
 - ア 汚泥脱水ケーキは、肥料化の原料以外に使用しないものとする。ただし、設備故障等により肥料化処理ができない場合に限り、甲乙協議し産業廃棄物として焼却処理等の適切な方法により処分できるものとする。
 - イ 汚泥脱水ケーキの貯留及び発酵は、不透水性の発酵槽及び上屋を備えた施設で行い、周辺環境の保全を考慮して適切な臭気及び排水対策を講じるものとする。
 - ウ 汚泥脱水ケーキは、強制通気又は切り返し等による好気性発酵を行い、利用先での取扱い上、衛生的で悪臭の発生及び植物への影響が発生しない安定した性状のものとする。
- 7 業務実施に当たっての留意事項
 - (1) 搬出日時の指定
汚泥脱水ケーキの搬出日時は、甲が指定した日時とする。なお、甲が実施日を指定するときは1週間前までに乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、随時、乙に通知するものとし、可能な限り対応するものとする。
 - (2) 汚泥脱水ケーキ貯留状況
 - ア 汚泥脱水ケーキ貯留ホップの容量は、4立方メートル×1基である。
 - イ 本業務での汚泥脱水ケーキ搬出量は、1回平均4トン未満である。
 - ウ 汚泥脱水ケーキの含水率は、約83パーセントである。
 - (3) 汚泥脱水ケーキ搬出車両は、臭気、汚水等が漏れない完全なる構造のものとする。

(4) 乙は、本業務に必要な設備、車両等を適切に確保し業務の円滑な運営を図るものとする。

8 提出書類

乙は、予め甲に対し、次の書類を提出するものとする。なお、提出書類に変更が生じた場合にはその都度、変更書類を提出するものとする。

- ア 本業務に従事する従業員の氏名を記載した書類
- イ 本業務に使用する設備及び付帯設備の仕様、能力を記載した書類
- ウ 本業務に使用する車両の車種、登録番号を記載した書類と車検証及び任意保険証の写し
- エ 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- オ 肥料取締法に基づく普通肥料登録証の写し
- カ 廃棄物の運搬経路図

9 報告書類

- ア 汚泥脱水ケーキ処理業務集計表（月報）
- イ 肥料化処理実績表（月報）
- ウ その他 甲が必要に応じて求める報告書

10 産業廃棄物管理票

甲は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票に必要事項を記入して乙に交付する。乙は、甲から交付された当該管理票に必要事項を記入し、運搬を終了した日から10日以内、処分を終了した日から10日以内に該当する管理票を甲に提出しなければならない。

11 甲の義務と責任

甲は、乙が情報を有しないことにより不適切な処理が生じる恐れのある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託しようとする場合は、産業廃棄物の発生工程（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿等の必要な情報を乙に通知するものとする。

12 乙の義務と責任

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から処分の完了まで、廃棄物処理法に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰す場合を除き乙が責任を負う。

13 緊急事態発生時の対応

(1) 乙は、設備機器等の重大な事故、故障等により下水汚泥の収集運搬及び処分が不能となった場合、速やかに甲に報告しなければならない。また、処分が不能になった場合に代替施設への運搬に要する経費が増加する場合は、乙の負担とする。ただし、風水害、地震等の自然災害による場合は、甲と乙の両方で協議して対処する。

また、修理、点検等により、一時的に下水汚泥の収集運搬及び処分を中断する場合には、甲にその旨を事前に書面により通知しなければならない。

(2) 乙は、緊急事態発生時の内容及び対応措置について速やかに書面をもって報告しなければならない。

14 関係法令の遵守

乙は、業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、道路交通法、計量法及び本業務に係る諸法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

15 その他

本仕様書に記載のない事項については、甲と乙の両者で協議して対処する。